

吉見町放射性物質除染方針

平成23年12月28日町長決裁

東京電力福島第一原子力発電所の事故を起因とする放射線物質の飛散は、関東地方を含む広範囲に広がり、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが緊急の課題となっています。

環境省では「平成二十三年三月十一日に発生した東北太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成24年8月30日公布)に基づき、土壌等の除染等の措置の基準や除去土壌の処理の基準を定めた「除染関係ガイドライン」(平成23年12月14日公表)を策定しました。

吉見町では、町民の不安を解消し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、国等の基準に基づき「吉見町放射性物質除染方針」を策定し、放射線量の低減化に向け取り組んでまいります。

1. 測定箇所

町内の保育所、小学校、中学校、公園、その他公共施設等を測定箇所の対象とし、子どもが多く利用する施設・場所を優先とします。

2. 除染基準

ホットスポット対応として国が示した「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」(平成23年10月21日公表)では、周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された場合は、文部科学省に報告及び除染することとしています。【=局所的基準】

一方、市町村単位で広域的に除染が必要な地域を決定する基準として、原子力災害対策本部が示した「除染に関する緊急実施基本方針について」(平成23年8月26日公表)では、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを長期的な目標として定めております。【=面的基準】

これらの二つの基準に鑑み、吉見町では放射線量の低減化に向け、面的及び局所的基準の両面から対処することとし、以下のとおり対応基準を定めます。

地表面からの高さ	除染の目安となる放射線量
100cm	0.23マイクロシーベルト/時
50cm	0.23マイクロシーベルト/時
5cm	1マイクロシーベルト/時

*地表面からの測定高3箇所のうち、1つでも基準を上回った場合には除染の対応とします。

*追加被ばく線量年間1ミリシーベルト(=1,000マイクロシーベルト)の換算方法

- ・1日のうちに屋外に8時間、屋内(遮へい効果0.4倍)に16時間滞在すると仮定

$$1,000 \mu \text{Sv} \div 365 \text{日} \div (8 \text{時間} + 0.4 \times 16 \text{時間}) \div 0.19 \text{マイクロシーベルト/時}$$

- ・事故とは関係なく自然界(大地からの放射線)にもともと存在する値(0.04 μ Sv)を追加

$$0.19 \mu \text{Sv} + 0.04 \mu \text{Sv} = 0.23 \text{マイクロシーベルト/時}$$

3. 除染方法

除染の方法については、国が示した「除染関係ガイドライン」に則しながら、下記の内容に基づき実施します。

(1) 除染箇所の特定

放射線量が町対応基準を超えた場合には、測定機器を用いて周辺の詳細調査を実施し、汚染箇所の状況等を勘案して、除染が必要となる範囲を定めます。

(2) 除染作業

放射線量の低減化に際し、立ち入り制限や飛散防止に配慮しながら、以下の方法により除染作業を実施します。

ア. 土壌の除染等の措置

- ①表土の削り取り
- ②土壌により覆うこと（表土と表土の下層にある土壌の入換えを含む。）

イ. 草木の除染等の措置

- ③草刈り（芝等の刈取りを含む。）
- ④下草、落葉又は落枝の除去
- ⑤立木の枝打ち又は伐採

ウ. 工作物、道路等の除染等の措置

- ⑥洗淨
- ⑦草刈り又は汚泥、落葉等の除去
- ⑧表面の削り取り
- ⑨堆積物等の除去

エ. その他

- ①～⑨までと同等以上の効果があると認められるもの

(3) 除染土壌等の保管

原則として、除染を行った施設内で仮置場を確保し、最終処分方法が決まるまでの間、安全対策を講じて適切に保管するものとします。

4. 記録及び公表

本方針に基づき除染を実施した土地、措置日、除去土壌等の種類及び数量、除染前後の放射線測定数値、その他の除染措置に関する情報の記録を作成し、書類として保存することとします。

また、放射線量の測定結果及び除染作業の実施状況については、広報紙、ホームページ等により公表します。